平成26年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の各事業の評価表

平成26年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の各事業の評価表										資料	4		
施策分類	事業番号	事業名	事業概要	平成26年度の具体的取組内容	平成26年度の事業の目標 (数値目標もしくは定性目標)	目標設定根拠	段階評価 (ABCD)	H25の 段階評価	取組の成果	課題	施策利用者の具体的 な声等	H26年度 当初予算 (単位:千円)	担当課
中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)													
ア 将来において成長発展が期待される分野における中小企業の参入および事業活動の推進													
8-2-7	4	滋賀のクリエイ テイブ産業振興 事業	クリエイティブ産業の振興と、これ との連携による幅広い産業の高 付加価値化を図るため、県内ク リエイティブ事業者のネットワーク 化の推進、クリエイティブ産業交 流会の開催、事業所の設置・販 路開拓に対する助成等を行う。	〇補助事業の実施 ・クリエイター等制作活動支援 ・クリエイティブ企業県内事業所開設	○地域独自のコンテンツ制作 2件 ○クリエイター情報データベースの登録 100件 ○クリエイティブ関連展示会出展 3件	組織目標	В	А	〇地域独自のコンテンツ制作 3件 〇クリエイター情報データベースの登録 85件 〇クリエイティブ関連展示会出展 1件 〇コンテンツ制作及び展示会出展については、概 ね目的を達成することができ、今後の事業拡大につ なげることができた。 データベースについても、登録者にビジネス目的の相 談が寄せられるなど、今後のヒジネス展開に向けて 期待できる。	○事業効果の維持 向上を図るために、 継続した取組が必 要である。	〇コンテンツ制作と展示会出展 ・事業実施を通じて当初の事業目的だけでなく、新たな発見につながるなど、大変有意義な事業である。次年度以降もぜひ利用したい。 〇 データペース・・ビジネス目的の相談が寄せられ、今後のビジネスへのつながりが期待できた。	5,743	商工政策課
イ県	具民の安	全および安心に	こ配慮した事業活動の促進										
8-2-1	14	滋賀の感性を 伝える「ココクー ル」事業	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスの開発と販路開拓を促進するとともに、滋賀のブランド価値の向上を図るため、「ココケールマザーレイク・セレクション」の選定と、その広報を行う。	○ココケール マザーレイク・セレクションの 選定 ○授与式&フォーラムの開催 ○ホームページ、電子カタログ、雑誌広告等による発信 ○県外イベントへの出展 ○県内ホテル等での展示・販売等	〇セレクションの全国メディア掲載 年 10件	未来戦略PJ	D	В	〇4件の掲載にとどまった。 ○対象事業者のうち約3割が、メディアに取り上げられる回数が増加したと回答した。 ○対象事業者のうち約4割が、売上げが増加したと回答した。 ○対象事業者のうち約4割が、一般消費者等からの問合せが増加したと回答した。 ○県へのマスコミ、利用希望者、一般消費者からの取材や購入等の問合せが増加した。	〇「ココケール マザー レイク・セレクション」 の認知度が低い	「ココケール マザーレイ ケ・セレクション」の認知度 の向上により一層取り組 んでほしい	4,465	商工政策課
中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)													
アロ	アー中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成												
8-3-7°	32	障害者委託訓 練事業	就職を目指す障害者を対象として、企業、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の態様に応じた職業訓練を実施し、雇用の促進を図る。	○障害者に対する職業訓練の実施 【訓練定員】65名 ・知識・技能習得訓練 35名 (Off-JT) ・実践能力習得訓練 25名 (OJT) ・特別支援学校早期訓練 5名 (OJT)	〇受講機会を拡大し、障害者の雇 用の促進を図る。	その他	С	В	〇平成26年度は、訓練定員65名のところ、知識 技能習得コースで20名、実践能力習得コースで2 名の受講者があり、うち7名が就職(平成27年3月 末時点)。	〇公共職業安定所 や支援関係機関等 との連携により、受講 者の確保ならびに一 般就労へつながるよ う、一層の支援を行 う必要がある。	・受講前から受講後まで コーディネーターの支援が 受けられるので安心して 受講できる。		労働雇用政策課

					平成26年度の事業の目標 (数値目標もUKは定性目標)				事業の評価				
施策分類	事業番号	事業名	事業概要	平成26年度の具体的取組内容		目標設定根拠	段階評価 (ABCD)	H25の 段階評価	取組の成果	課題	施策利用者の具体的 な声等	H26年度 当初予算 (単位:千円)	担当課
8-3-7	7 33		を理由に離職した女性等を対 象に、民間教育訓練機関等を	〇母子家庭の母等に対して3ヶ月間の 職業訓練を実施 〇出産・育児等によって離職し、再就 職を希望する女性に対して10日間程 度の職業訓練を実施	○訓練受講者 70人 (母子家庭の母等)	組織目標	D		〇雇用情勢の改善などにより、職業訓練の受講希望者がやや減少し、目標を下回った。平成26年度の訓練受講者数は14名で、うち7名が就職(平成25年)年末により、	ステーションなど関係	・受講期間が長く受けづ	25,516	労働雇無無課
8-3-7	7 42	ニート・フリーター対策事業	就労が極めて困難な若者の就職を促進するため、各種の事業 を実施する。	〇滋賀県ニート問題連絡会議の開催 (2回) 〇「仕事応援ブック」の印刷・配布 〇地域若者サポートステーション支援 事業 ・臨床心理士によるカウンセリング、企 業での就労体験、交流サロン等	○サポステを利用して就職する人 170人	その他	С	В	〇サポステでカウンセリングや職場体験、交流サロン等の事業を行うことによって、94人の就職に結びついた。	〇長期間にわたって サポステを利用する 人が増えている傾向 にある。	利用者からの声 「サポステは心を開いて 話せる場所。自分に自 信が持てるようになっ た。」	2,513	労働雇用政策課
1 -	中小企業	の経営の安定	および向上										
8-3-4	62	事業継続計画策定支援事業	「中小企業事業継続計画 (BCP)策定運用の手引き」を活 用し県内中小企業の事業継続 計画(BCP)策定を促進する。	〇商工団体の経営指導員等が中小 企業に対してBCP策定を支援できるよう、「中小企業事業継続計画(BCP) 策定運用の手引き」を活用し、研修会 を開催	○事業継続計画の策定 3件	未来戦略PJ	С	В	〇企業による事業継続計画の策定が2件あった。 〇県内商工会・商工会議所の経営指導員等、市 町職員、中小企業を対象に研修会を2回開催した。また、H25.8月に作成した滋賀県版の手引きの 内容を一部改正、増剛し、研修会の受講者および 県内の中小企業支援機関へ配布し、周知等に努 めた。 〇企業のBCP策定については、目標値に達しな かったものの、研修会の参加企業は、事業開始の 平成24年度と比較すると、およそ倍増(16~29)している。また、事後アンケートにおいては、研修内容 を評価する声が多く、BCPの必要性について認識していただいていることから、普及させる場として効果 がある。	企業は増加しているものの、引き続きBC Pの必要性、重更性を周知し、努める。 の増加に努める。 OBCPの策業の均 いては、企業の人員 や資金、ノウハウの 不足講後、よくに策定 できるものではないた できるものではないた	○大企業に比べ、連絡 系統や指揮系統が複雑 化していない中小企業の ほうが取り組みやすいと 感じた。	811	中小企業支援課

2

様式1

						事業の評価							
施策分類	事業番号	事業名	事業概要	平成26年度の具体的取組内容	平成26年度の事業の目標 (数値目標もしくは定性目標)	目標設定根拠	段階評価 (ABCD)	H25の 段階評価	取組の成果	課題	施策利用者の具体的 な声等	H26年度 当初予算 (単位:千円)	担当課
ウロ	ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進												
8-3-ウ		資金貸付金 (政策推進資 金(新事業促 進枠))	新商品の開発または生産、新 役務の開発または提供、商品の 新たな生産または販売方式の 導入その他新たな事業活動を 行うことにより、その経営の相当 程度の向上を図るために必要な 資金の貸し付けを行う。	〇中小企業新事業活動促進法に基 ブ経営革新に関する計画の承認を受けて、その計画を実施する中小企業者 への必要な資金の貸し付け 〇滋賀の新しい産業づくりテャレンジ計 画の認定を受けて、その計画を実施する中小企業者等への必要な資金の貸し付け 〇事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う中小企業者等への必要な資金の貸し付け 〇事業基盤を県内に維持しつつ、海 水で事業を展開しようとする中小企業 者等への必要な資金の貸し付け	〇平成25年度に創設した本資金により、事業の多角化や新事業分野への進出を支援する。	組織目標	D	С	〇中小企業新事業活動促進法に基づ(経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する者に対する利用実績があるなど、中小企業者の新事業分野への進出に対する資金面の需要に対応できた。 【利用件数】1件(前年度比25.0%)	いことから、幅広く企 業の新事業展開を 促すため、さらなる制	〈商工会議所・商工会等からの意見〉 〇利用できる人は限られているが、利用者にとって金利が少しでも安くなるのはありがたい。	311,000	中小企業支援課
			企業の事業活動の活発化(条	例第8条第4項)									
ア ŧ	いのづくり	産業を担う中/	♪企業の事業機会の増大 	T	Γ	1	1	ı			1		
8-4-ア	91	近江技術でん びん棒事業	県内企業のビジネスチャンスの拡 大を図り、事業化を促進するた め、県内企業の持つ優れた技術 を、県外大手企業に対して直接 かつ具体的に提案(売り込み)す る展示商談会を開催する。	○経済団体と連携した、大手メーカー	〇商談会参加企業数 60社	組織目標	D		○大手企業に対し、直接かつ具体的に提案する 展示会および技術マッチング会を開催した。また、 次年度開催に向けた営業活動を展開し、協力先 企業の確保に努めた。 【実績】 ・オムロン(株)草津事業所(7月 展示会形式) 出展20社 ・トヨタ紡織(株)(8月 技術マッチング会形式) 出展 5社 計 25社	適切な形で多くの企 業が参加できるよう、 大規模な展示商談	立につながった。 ・企業のニーズが明確であるほうがよりきめ細かい	868	モノづくり振興課

	事業番号	事業名	事業概要	平成26年度の具体的取組内容	平成26年度の事業の目標 (数値目標もしくは定性目標)				事業の評価				
施策分類						目標設定根拠	段階評価 (ABCD)	H25の 段階評価	取組の成果	課題	施策利用者の具体的 な声等	H26年度 当初予算 (単位∶千円)	担当課
エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大													
8-4-I	131	介護基盤緊急 整備等補助	市町が行う地域密着型の介護 施設の整備費用に対し補助す る。	〇市町が行う下記の施設整備に対する補助・小規模特別養護老人ホーム・認知症高齢者ゲルーフホーム・小規模を機能型居宅介護・認知症対応型デイサービスセッター・定期巡回・随時対応型訪問看護介護・複合型サービス事業所	施設整備予定数(当初予算ベース) 〇小規模特別養護老人ホーム 2施設 〇認知症高齢者グループホーム 5施設 〇小規模多機能型居宅介護 9施設 〇認知症対応型デイサービスセン ター 6施設 〇定期巡回・随時対応型訪問介護 1施設 ○複合型サービス事業所 1施設 合計 25施設	その他	D	С	〇実績としては以下のとおりであり、施設系サービスについては当初の予定数の4分の1程度(25施設中6施設)の実施となった。 ・小規模特別養護老人ホーム 1施設・認知症高齢者ガループホーム 1施設・小規模多機能型居宅介護 4施設合計 6施設(うち2施設はH27年度に繰越し)	〇財源となっている 基金が平成26年度 で廃止されたため、 平成27年度以降は 新たに設けられた基種 事業を実施すること となが、そのな財政 を確保する必要があ を確保する必要があ	事業者を募集する市町からは、施設整備の促進を図るため、可能な限り 補助単価設定するよう求め る声がある。	630,000	医療福進課
8-4-I	132	介護施設等開 設準備経費補 助	特別養護老人ホーム等の新 規開設にあたり、施設の円滑 な開所のための開設準備に要 する経費に対し補助する。	○下記の施設の開設準備に対する補助 ・小規模特別養護老人ホーム ・認知症高齢者がループホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設	施設整備予定数(当初予算ベース) 〇小規模特別養護老人ホーム 2施設 58床 〇認知症高齢者がルーフォーム 5施設 54床 〇小規模多機能型居宅介護 9施設 79床 〇特別養護老人ホーム 4施設 260床 〇老人保健施設 1施設 100床 合計 551床	その他	С	В	○実績としては以下のとおりであり、認知症高齢者 グループホームおよび、小規模多機能居宅介護支 援の整備が当初の予定より下回る実施となった。 ・小規模特別養護老人ホーム 3施設 87床 ・認知症高齢者ゲループホーム 2施設 27床 ・小規模多機能型居宅介護 4施設 26床 ・特別養護老人ホーム 4施設 260床 ・老人保健施設 1施設 100床 合計 500床	財源となっている基 が平成26年度で平成26年度で 廃止されたため、は新 成21年度以64は大に同様は 対度に対いて同種を まを実施することとな るが、その枠組財源を 中でもする必要があ る。	事業者を募集する市町 からは、施設整備の促進 を図るため、可能な限り 補助単価を上限に近い 金額に設定するよう求め る声がある。	298,642	医療福進課
8-4-I	136		平成25年5月に立ち上げた「滋賀県建設産業活性化推進検 賀県建設産業活性化推進検 討会」において、本県の建設産 業の活性化推進方策の検討を 行う。	○建設産業の活性化推進検討会に おける意見交換 ○平成26年10月頃に最終まとめを 実施	〇とりまとめの実施	組織目標	В		関する法律が改正され、この法に基づき「発注事務 の運用に関する指針」が作成されました。その指針	○施策に対する検 証等を実施する「(仮 称)滋賀県建設産 業活性化推進のた めの懇話会」の設 置・運用	_	667	監理課

4